

建設副産物対策全般

Q 1. 建設副産物対策とは何ですか

A 1

建設副産物に係る総合的な対策は、循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）において基本原則が示されています。まず、建設副産物の①発生抑制、次に②再使用を行う。これらの措置をとったあとに発生した建設副産物については、③再生利用（マテリアルリサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、④熱回収（サーマルリサイクル）を行います。最後にこれらの措置が行われないものについては、可能な限り⑤縮減に努めるとともに、⑥適正な処分を行うものとします。この優先順位に基づき総合的な対策を実施することが重要です。

なお、建設廃棄物の再生利用、熱回収、縮減及び処分に当たっては廃棄物処理法、建設リサイクル法等を遵守し、適切に実施しなければなりません。

Q 2. 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係はどうなっていますか

A 2

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品であり、その種類としては「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」、これらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがあります。

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念です。

建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は図一 1 のとおり。

建設副産物と資源有効利用促進法上の再生資源、廃棄物処理法上の廃棄物の関係及び具体例は図一 2 のとおりです。コンクリート塊等は、再生資源であると同時に廃棄物処理法上の産業廃棄物としての取り扱いが生じますが、建設発生土は廃棄物ではありません。

図-1 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

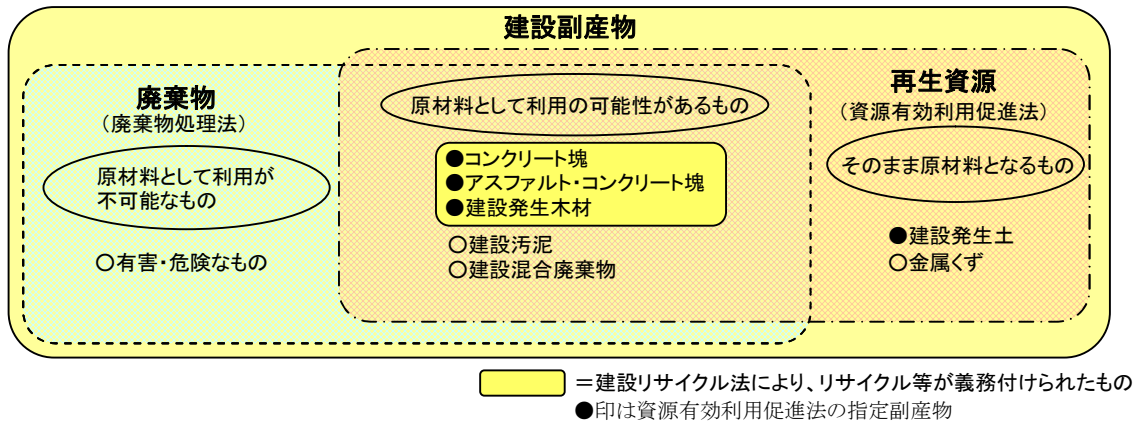
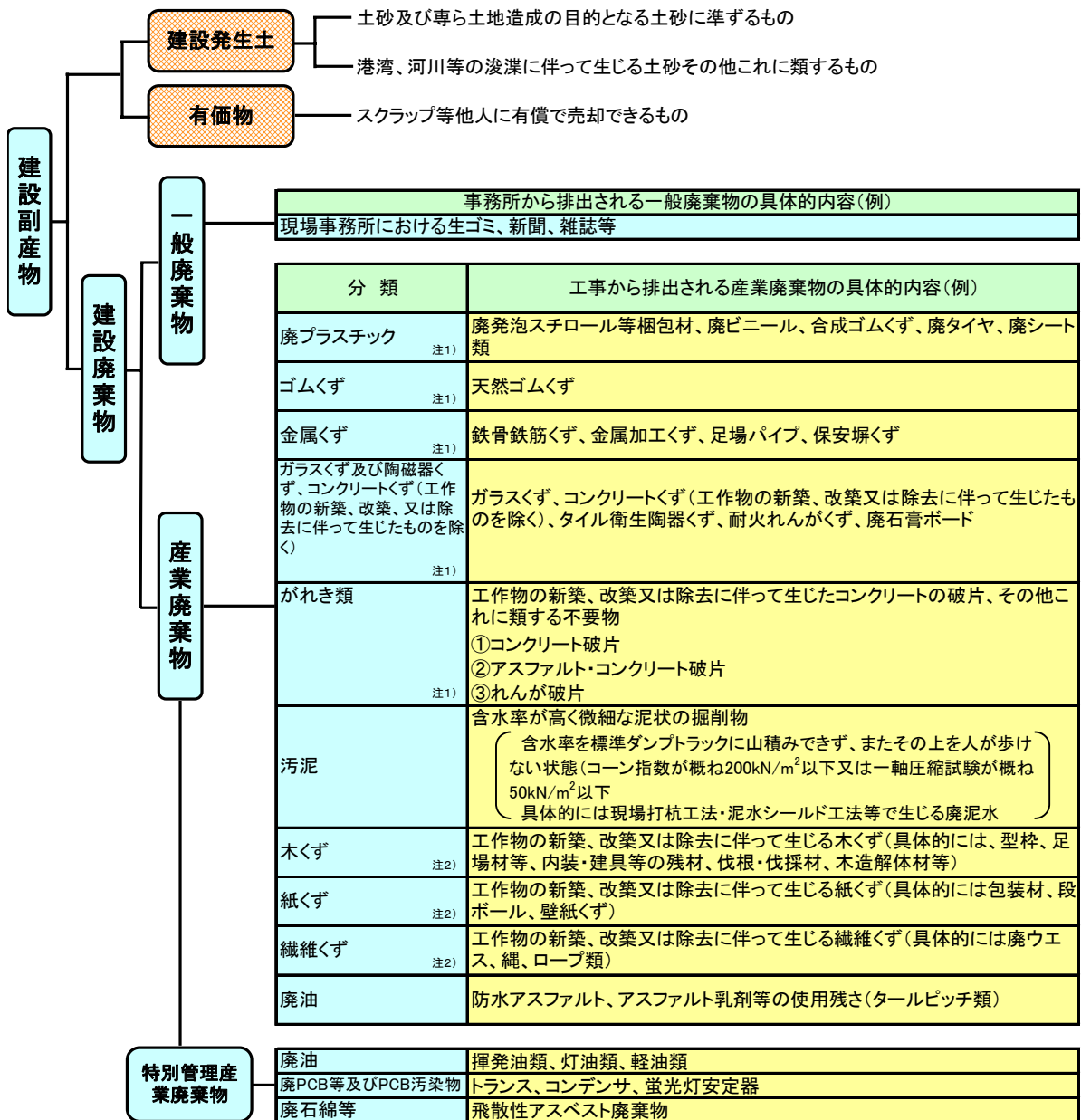


図-2 建設副産物の具体例



注1) 安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし、石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)は除く。

注2) 建設工事に関する廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴わない木くず(街路樹の剪定枝葉、堤防の除草による草、ダムの流木等)、紙くず、繊維くずは一般廃棄物になる。

Q 3. 建設副産物対策の実務上の留意事項を教えてください

A 3

現場における建設副産物対策に関する実務上の留意事項を企画・設計段階から工事完成に至るまでの流れに沿って発注者、元受業者、下請負人それぞれについて取りまとめます。

建設副産物対策の実務留意事項

| 工事の 段階 | 留意事項 | 発注者 | 元請業者 | 下請負人 |
|-----------------------------|---|-----|------|------|
| | | | | |
| 一般的な 責務 | 適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加する。 | ○ | ○ | ○ |
| | 再生資材の需要の創出及び拡大に積極的に取り組む。 | ○ | ○ | ○ |
| | 建築物等の施工時及び使用・解体までのライフサイクル全体において、建設副産物の発生が抑制され、分別解体や再資源化等、適正処理が容易となり、費用が低減する施工技術を開発する。 | - | ○ | ○ |
| | 適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等を長期的に使用する。 | ○ | - | - |
| | 維持修繕体制を整備する。 | - | ○ | - |
| | 建設副産物の中心的な役割を担っていることを認識する。 | - | ○ | - |
| | 下請負人、資材納入業者に対する指導を行う。 | - | ○ | - |
| | 元請業者の指示及び指導等に従う。 | - | - | ○ |
| 計画・設計 | 建築物等のライフサイクル全体を考慮し、耐久性の高い構造や部材、維持修繕の容易な構造や部材の採用を検討する。 | ○ | ○ | ○ |
| | 建築物等のライフサイクル全体を考慮し、将来の解体時に、分別解体や再資源化等、適正処理が容易となり、費用が低減する設計、資材の採用を検討する。 | ○ | ○ | ○ |
| | 施工時に建設副産物の発生が抑制される工法・資材の採用等を検討する。 | ○ | ○ | ○ |
| | 再生資源の利用の促進に努める。 | ○ | ○ | ○ |
| | 発生する建設副産物の種類、質、数量を把握し、種類別の再生処分方法、処分先を検討する。 | ○ | ○ | ○ |
| | 「リサイクル計画書」を作成する。 | ○ | - | - |
| | 分別解体等に係る計画を作成する。 | ○ | - | - |
| | 分別解体等のための事前調査を行い、分別解体等の計画を策定し、発注者への説明を行う。 | - | ○ | - |
| 施工業者に行わせる事項については、設計図書に明示する。 | ○ | - | - | |
| 積算 (見積もり) | 指定処分を原則として、分別解体等の費用、処理費用(再資源化等に要する費用を含む)、運搬費用等を適正に積算する。 | ○ | - | - |
| | 「リサイクル計画書」を作成する。 | ○ | - | - |
| | リサイクル原則化ルールを適用する。 | ○ | - | - |
| 発注 (契約) | 設計図書等に採用する工法・資材、使用する再生資源の規格・使用箇所、発生する建設副産物の処理方法、処分先等を明示するとともに、必要な経費を計上する。 | ○ | - | - |
| | 仕様書、設計図書等を確認する。 | - | ○ | - |
| | 「リサイクル計画書」を作成する。 | ○ | - | - |
| | 疑問点については発注者に質問する。 | - | ○ | - |
| | 分別解体等の方法、解体工事に要する費用、特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等を契約書に明記する。 | ○ | ○ | ○ |
| | 分別解体等の計画を内容とする対象建設工事の届出を行う。 | ○ | - | - |
| | 届出事項を下請負人に告知する。 | - | ○ | - |
| | 元請業者に対する明確な指示を行う。 | ○ | - | - |
| 施工計画 | 建築物等のライフサイクル全般を考慮し、耐久性が向上し、維持修繕が容易となる施工方法の工夫、資材の採用を検討する。 | - | ○ | ○ |
| | 建築物等のライフサイクル全体を考慮し、将来の解体時に、分別解体や再資源化等、適正処理が容易となり、費用が低減する設計、資材の採用を検討する。 | - | ○ | ○ |
| | 再生資源利用計画の作成等の指導を行う。 | ○ | - | - |
| | 再生資材の利用に努め、再生資源利用計画を作成する。 | - | ○ | - |
| | 再生資材の利用について発注者の理解を求める。 | - | ○ | - |
| | 発生抑制計画の作成等の指導を行う。 | ○ | - | - |
| | 施工時に建設副産物の発生が抑制され、資材の再使用が可能となる施工方法や資材の採用を検討し、発生抑制計画を策定する。 | - | ○ | - |
| | 再生資源利用促進計画の作成等の指導を行う。 | ○ | - | - |
| | 建設副産物の再資源化等の促進を検討し、再生資源利用促進計画を作成する。 | - | ○ | - |
| | 廃棄物処理計画の作成等の指導を行う。 | ○ | - | - |
| | 建設廃棄物の適正処理を検討し、廃棄物処理計画の作成に努める。 | - | ○ | - |
| | 他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努める。 | ○ | ○ | - |

| 工事の段階 | 留意事項 | 発注者 | 元請業者 | 下請負人 | |
|---|---|-----------------------------------|------|------|---|
| | | | | | |
| 施工 | 工事現場における責任者を明確にする(監視員との兼務可)。 | ○ | - | - | |
| | 工事現場における建設副産物対策の責任を明確にする(主任技術者との兼務可)。 | - | ○ | - | |
| | 工事にかかる前に建設副産物の処理方法を元請業者と協議し、十分理解しておく。 | - | - | ○ | |
| | 明示した条件に基づく工事の実施等の指導を行う。 | ○ | - | - | |
| | 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について、現場担当者の教育、下請負人に対する周知徹底と明確な指導を行う。 | - | ○ | - | |
| | 元請業者と協力して副産物の適正処理に努める。 | - | - | ○ | |
| | 建築物等の分別解体等を行う。 | - | ○ | ○ | |
| | 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に施工する。 | - | ○ | ○ | |
| | 耐久性の高い建築物等の建築、端材の発生の抑制、使用済みコンクリート型枠の再使用等を促進する。 | - | ○ | ○ | |
| | 現場での分別・保管 | 適正に分別、保管されているか確認に努める。 | ○ | - | - |
| | | 処理方法に応じて分別を徹底した上で、各々混入しないように保管する。 | - | ○ | ○ |
| | | 周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に保管する。 | - | ○ | ○ |
| | 再資源化 | 施工者と協力して再生資源の利用及び利用の促進に努める。 | ○ | - | - |
| | | 特定建設資材の再資源化を実施し、その他の廃棄物の再資源化に努める。 | - | ○ | - |
| 元請業者と協力して特定建設資材の再生資源化を実施し、その他の廃棄物の再資源化に努める。 | | - | - | ○ | |
| 適正に再資源化されているか確認に努める。 | | ○ | - | - | |
| 指定副産物については、特に再資源化施設に持ち込む等再生利用が促進されるように努める。 | | - | ○ | - | |
| 縮減 | 元請業者と協力して指定副産物の再生利用が促進されるように努める。 | - | - | ○ | |
| | 再資源化できない廃棄物は、元請業者と協力して縮減の促進に努める。 | ○ | - | - | |
| | 再資源化できない廃棄物は現場又は現場外の処理施設で脱水、乾燥、焼却等の縮減に努める。 | - | ○ | - | |
| | 元請業者と協力して再資源化できない廃棄物の縮減に努める。 | - | - | ○ | |
| 処理 | 適正に縮減されているか確認に努める。 | ○ | - | - | |
| | 適正に埋立処分等されているか書面等により確認に努める。 | ○ | - | - | |
| | 廃棄物処理法に規定する処理基準や委託基準を遵守しつつ契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する。 | - | ○ | - | |
| 工事完了 | 建設工事と建設廃棄物処理はそれぞれ個別に直接契約する。 | - | ○ | - | |
| | 完了検査時に再生資源利用計画、再生資源利用促進計画により、リサイクル実績を確認する。 | ○ | - | - | |
| | 明示した条件に変更が生じた場合には、適切に清算変更する。 | ○ | - | - | |
| | 再生資源化利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況を把握し、求めに応じて発注者に提出するとともに、記録を1年間保存する。 | - | ○ | - | |
| | 再資源化等完了の発注者への書面による報告及び記録の保存を行う。 | - | ○ | - | |
| | 廃棄物処理計画の実施状況を把握し、記録の保存に努める。 | - | ○ | - | |
| 社内管理体制 | 建設副産物が適正に処理されたことを確認するとともに、現場に廃棄物が残置されていないか確認する。 | ○ | ○ | - | |
| | 工事現場の責任者に対する指導、職員及び下請負人に対する認識の啓発等のため、社内管理体制を整備する。 | - | ○ | - | |
| | 処理業者、再資源化施設等に関する情報を整理し、現場へ提供、指導する。 | - | ○ | - | |
| | 多量排出業者は、産業廃棄物処理計画又は特別管理産業廃棄物処理計画を作成し、都道府県知事へ提出するとともに、その実施状況の報告を行う。 | - | ○ | - | |

Q 4. 特に発注者が気を付けなければならない建設副産物対策の留意点を教えてください

A 4

計画・設計段階

- 建設副産物の発生を抑制するため、盛土・切土の土工量のバランスを考慮した道路縦断設計等や現場内流用が可能な工区設定を行う。
- 工法、資材の選定等に関し、環境配慮やリサイクル材をできる限り取り入れる。
建設副産物の発生を抑制や再利用の促進に資する工法・資材の採用可否の検討
(例)○打込み型枠や鋼製型枠の採用 ○2次製品の採用や工場加工による現場作業の減少 ○泥水や安定液を使用しないシールド、基礎杭工法等の採用 ○路上表層再生工法や路上再生路盤工法の採用
- 工事の予備設計・概略設計・詳細設計時に「リサイクル計画書」を作成する。
 1. 発生する建設副産物の種類、質、数量の把握
 2. 発生する建設副産物の種類に応じた処理方法、処分先の検討

積算前段階

- 年度当初に建設発生土情報交換システムに予定情報を入力する。
- システム等を活用し、建設発生土の工事間利用の情報交換・調整、ストックヤードの確保等を行い、適正な建設発生土の処理計画をたてる。
- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設所在地・受入条件等の把握を行う。

積算段階

- 「リサイクル原則化ルール」「建設発生土の処理について」に基づき、指定処分を原則として、処理費用、運搬費用などを適正に積算する。
 1. 処理費用の計上
 - ・ コンクリート、アスファルト等
[取壊し積込費]+[ダンプトラック運搬費]+[処理費(再資源化、最終処分)]
 - ・ 建設発生木材
[伐採費、積込費]+[ダンプトラック運搬費]+[処理費(再資源化、最終処分)]
 2. 変更時の取扱い
 - ・ 処理施設は指定ではないため、実際の処理施設が違う場合でも変更は行わない。ただし、請負者の責によらない場合(処理施設側の理由で受け入れがで

きない場合など)はこの限りではない。

- コンクリート、アスファルト等の処理量については、マニフェストの数量により精算することを原則とする。ただし、マニフェストの数量と構造物の取り壊し数量から算出した処理量に乖離が見られる場合は、受注業者に構造物を取り壊した範囲や施工状況について確認を行い、処理量を決定すること。
- 建設発生木材の処理量については、マニフェストによる数量により精算する。

特記仕様書における取り扱い

1. 建設発生土の利用又は搬出に関する諸条件を「建設発生土の処理について」に基づき明示する。
2. 発生する建設廃棄物の処理方法、受け入れ条件等を明示する。

低騒音、低振動型機械の選定

契約段階

- 建設リサイクル法対象建設工事について発注者及び元請業者は、建設業法で定められたもののほか分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等を行うための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付する。

工事の届け出

発注者は、建設リサイクル法対象工事については分別解体等の計画等を都道府県知事又は特定行政庁の長へ事前届出を行う。

施工計画段階

- 一定規模以上の工事について、元請業者に対して再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、建設廃棄物処理計画書の作成を指導する。(対象工事については Q5 を参照)

施工段階

- 明示した条件に基づく工事の実施等について施工者を指導する。また、適正に分別・保管されているか、現場での確認に努める。

留意点

建設発生土と建設廃棄物

建設発生土は廃棄物の適用を受けないが、建設廃棄物が混入したものは廃棄物と判断されることがあるので分別を徹底させる。

一般廃棄物と産業廃棄物

作業員等の生活に伴って発生する空缶や生ごみなどの一般廃棄物と産業廃棄物との分別について徹底させる。

安定型処分品目と管理型処分品目

安定型処分場への持込みが可能な品目（安定 5 品目：がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）に管理型処分場への持込みが必要な品目（燃え殻、建設木くず等）が混合しないように分別を徹底しなければならない。混合したものは安定型処分場への持込みはできない。特に、廃棄物処理法の改正により、「廃石膏ボード」等が平成 11 年 6 月より安定型処分場で処分できなくなったので注意が必要。

現場内で一時、保管することが必要な建設副産物については、雨水浸透の処理対策や粉塵等の防止対策等、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう保管する。

- 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画に基づいた処置がなされていることを確認する。
- 建設発生土が適正に運搬、埋立て、盛土が行われたかを書面等により確認する。

留意点

- ① 搬出にあたり過積載とならないよう徹底する。
- ② 流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用する。
- ③ 安全の確保及び振動、騒音、塵埃等の防止など、公衆災害の防止に努める。
- ④ 受入れ地において埋立てや盛土を行う場合、土砂の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じる。

土砂埋立てに関する許可（農地法、森林法等）のある土地か確認する。

工事完了段階

- 再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況等の提出及び、請負業者に処理施設が発行するマニフェストの写しの提出により、建設副産物が適正に処理されたことを確認する。
- 現場に廃棄物が残置されていないか確認する。
- 明示した条件（数量等）に変更が生じた場合には適切に清算変更する。
- 建設発生土情報交換システムに入力し、土量調査を行う。
- 建設副産物実態調査のデータを取りまとめる。

Q 5. 再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画は、どのような場合に作成しなければならないか

A 5

建設副産物の発生抑制、再利用の促進、適正処分を計画的かつ効率的に行えるよう資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）において下表に示す一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後1年間保存することが義務付けられています。作成にあたっては「建設リサイクルデータ統合システム－CREIDAS－」を利用して下さい。

また、建設廃棄物の発生量が一定規模以下の場合においても建設廃棄物処理計画書を作成することが必要です。なお、再生資源利用促進計画を作成する場合は、建設廃棄物処理計画書を兼ねることができることとなっております。（島根県工事特記仕様書第10条参照）

①再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）

| 指定副産物 | 対象数量 | 記載内容 |
|----------------|-----------------------|---|
| 建設発生土 | 1000m ³ 以上 | ・ 指定副産物の種類ごとの搬出量 ・ 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事場等への搬出量 ・ その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項 |
| コンクリート塊 | 合計重量 200 t 以上 | |
| アスファルト・コンクリート塊 | | |
| 建設発生木材 | | |

【関係法令等】

資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）第34条に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13.3.29国土交通省令第60号）第7条

②再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）

| 使用する建設資材 | 対象数量 | 記載内容 |
|-----------------|-----------------------|--|
| 土砂 | 1000m ³ 以上 | ・建設資材ごとの使用量 ・利用量のうち再生資源の種類ごとの 利用量 ・その他再生資源の利用に関する事項 |
| 砕石 | 500 t 以上 | |
| 加熱アスファルト 混合物 | 200 t 以上 | |

【関係法令等】

資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）第 15 条に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13.3.29 国土交通省令第 59 号）第 8 条

□ 引用・参考文献

Q5：「建設リサイクル実務要覧」のリサイクル法質疑応答